

令02原機（科保）155
令和3年3月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、
別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

(1) F C A廃止措置に伴う変更

- 1) 第1編及び第9編において、F C Aの保安の監督を行う者をF C A原子炉主任技術者から、F C A廃止措置施設保安主務者に変更する。
- 2) 第1編及び第9編において、F C A運転長に関する記載を削除する。
- 3) 第1編及び第9編において、F C Aの運転に関する記載を削除する。
- 4) 第1編及び第9編において、廃止措置中の保安教育に関する記載を追加する。
- 5) 第1編において、臨界技術第2課長が所掌する保安活動に係る記載を変更する。
- 6) 第1編において、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第6条に基づき記録すべき事項を変更する。
- 7) 第1編、第2編及び第9編において、保管廃棄施設の設定に伴う放射性廃棄物の管理に係る記載を追加する。
- 8) 第9編において、保安規定の適用範囲の明確化に係る記載を追加する。
- 9) 第9編において、放射線測定機器及び警報装置の作動条件を変更する。
- 10) 第9編において、廃止措置に伴い施設管理に係る活動を変更する。
- 11) 第9編において、機能停止措置に関する記載を追加する。
- 12) 第9編において、燃料要素の受入れ及び払出しに関する記載を削除する。
- 13) 第9編において、警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置に関する記載を削除する。
- 14) 第9編において、プルトニウム燃料要素の貯蔵制限に係る記載を削除する。

(2) 記載の適正化

- 1) 条の削除及び整理により、条番号、項番号及び号番号を一部変更する。
- 2) 用語の適正化を行う。
- 3) 図の記載の適正化を行う。

2. 変更の理由

(1) F C A廃止措置に伴う変更

- 1) F C A原子炉主任技術者に代わり、F C A廃止措置施設保安主務者を選任するため。
- 2)、3)、5) 及び13) F C Aの運転を行わないため。
- 4) 廃止措置期間中の保安教育の内容を明確化するため。
- 6) 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則に基づく記録を廃止措置中に必要な記録に変更するため。
- 7) 保管廃棄施設の設定に伴う放射性廃棄物の管理を明確化するため。
- 8) F C A廃止措置計画の第1段階の解体撤去工事に着手するまでの間にのみ適用することを明確化するため。
- 9) 廃止措置期間中に必要な放射線測定機器及び警報装置の作動条件に変更するた

め。

- 10) 廃止措置期間中に実施する施設管理に係る活動に変更するため。
- 11) 機能停止措置を明確化するため。
- 12) F C A廃止措置計画の第1段階において燃料要素の受入れ及び払出しを行わないため。
- 14) F C Aにプルトニウム燃料要素は無く、当該燃料要素の受入れを行う計画が無いため。

(2) 記載の適正化

- 1) 条項番号の適正化のため。
- 2) 用語の適正化のため。
- 3) F C A廃止措置計画と記載の整合を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第1編 総則

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 (省略)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (38) (省略)</p> <p>(39) 臨界技術第2課長は、<u>施設管理者として、F C Aの本体施設に係る運転及び保守、核燃料管理者として、F C Aにおける燃料要素の管理並びに区域管理者として、F C Aの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、施設管理者として、T C Aの本体施設の廃止措置の管理、核燃料管理者として、T C Aにおける燃料要素の管理及び区域管理者として、T C Aの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2 ～ 5 (省略)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(運転長の設置)</p> <p>第9条 <u>第7条第1項第39号に定める臨界技術第2課長の業務のうち、F C Aに関する業務の一部を行わせるため、臨界技術第2課にF C A運転長を置く。</u></p> <p><u>2 運転長の職務を補佐し、その職務を代理させるため、運転長代理を置く。</u></p> <p><u>3 運転長及び運転長代理は、所長が指名する。</u></p> <p>第10条 (省略)</p> <p>第2節 委員会 (省略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 (変更なし)</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第6条 (変更なし)</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (38) (変更なし)</p> <p>(39) 臨界技術第2課長は、<u>施設管理者として、T C A及びF C Aの本体施設の廃止措置の管理、核燃料管理者として、T C A及びF C Aにおける燃料要素の管理並びに区域管理者として、T C A及びF C Aの管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。</u></p> <p>2 ～ 5 (変更なし)</p> <p>第8条 (変更なし)</p> <p>第9条 <u>(削除)</u></p> <p>第10条 (変更なし)</p> <p>第2節 委員会 (変更なし)</p>	<p>F C Aの運転に関する条項の削除に伴う変更</p> <p>廃止措置に伴いF C A運転長を削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考																																																				
<p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="264 480 1018 711"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>原子炉主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JRR-3</td> <td>JRR-3原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td>NSRR原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td><u>FCA</u></td> <td><u>FCA原子炉主任技術者</u></td> </tr> <tr> <td>STACY</td> <td>STACY原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。</p> <p>3 周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、JRR-3原子炉主任技術者とする。</p> <p>4 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子炉主任技術者の中から、理事長が選任する。</p> <p>5 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者(以下この編において「共通施設原子炉主任技術者」という。)は、第1項の原子炉主任技術者の中から、理事長が選任する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第14条の2 所長は、次の表の左欄に掲げる施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる廃止措置施設保安主務者を選任する。</p> <table border="1" data-bbox="264 1295 1175 1572"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>廃止措置施設保安主務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JRR-2</td> <td>JRR-2廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>JRR-4</td> <td>JRR-4廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>TCA</td> <td>TCA廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>TRACY</td> <td>TRACY廃止措置施設保安主務者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 所長は、廃止措置施設保安主務者を、次の表の左欄に掲げる原子炉施設の状態に応じて、同表の右欄に掲げる資格を有する職員のうちから、原子炉主任技術者免状を有する者以外の場合は実務経験を考慮して選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="264 1709 1228 1845"> <thead> <tr> <th>原子炉施設の状態</th> <th>廃止措置施設保安主務者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止措置施設に核燃料物質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	施設	原子炉主任技術者	JRR-3	JRR-3原子炉主任技術者	NSRR	NSRR原子炉主任技術者	<u>FCA</u>	<u>FCA原子炉主任技術者</u>	STACY	STACY原子炉主任技術者	施設	廃止措置施設保安主務者	JRR-2	JRR-2廃止措置施設保安主務者	JRR-4	JRR-4廃止措置施設保安主務者	TCA	TCA廃止措置施設保安主務者			TRACY	TRACY廃止措置施設保安主務者	原子炉施設の状態	廃止措置施設保安主務者の資格	廃止措置施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者	<p>第3節 原子炉主任技術者及び廃止措置施設保安主務者 (原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第14条 理事長は、法第40条の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる施設の運転に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる原子炉主任技術者を原子炉主任技術者免状を有する職員のうちから選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1291 480 2044 711"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>原子炉主任技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JRR-3</td> <td>JRR-3原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td>NSRR</td> <td>NSRR原子炉主任技術者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>(削る)</u></td> </tr> <tr> <td>STACY</td> <td>STACY原子炉主任技術者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 理事長は、原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を原子炉主任技術者の免状を有する職員のうちから選任する。</p> <p>3 周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、JRR-3原子炉主任技術者とする。</p> <p>4 廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第1項の原子炉主任技術者の中から、理事長が選任する。</p> <p>5 原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者(以下この編において「共通施設原子炉主任技術者」という。)は、第1項の原子炉主任技術者の中から、理事長が選任する。</p> <p>(廃止措置施設保安主務者の選任)</p> <p>第14条の2 所長は、次の表の左欄に掲げる施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、同表の右欄に掲げる廃止措置施設保安主務者を選任する。</p> <table border="1" data-bbox="1291 1295 2202 1572"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>廃止措置施設保安主務者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JRR-2</td> <td>JRR-2廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>JRR-4</td> <td>JRR-4廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td>TCA</td> <td>TCA廃止措置施設保安主務者</td> </tr> <tr> <td><u>FCA</u></td> <td><u>FCA廃止措置施設保安主務者</u></td> </tr> <tr> <td>TRACY</td> <td>TRACY廃止措置施設保安主務者</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 所長は、廃止措置施設保安主務者を、次の表の左欄に掲げる原子炉施設の状態に応じて、同表の右欄に掲げる資格を有する職員のうちから、原子炉主任技術者免状を有する者以外の場合は実務経験を考慮して選任しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1291 1709 2255 1845"> <thead> <tr> <th>原子炉施設の状態</th> <th>廃止措置施設保安主務者の資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止措置施設に核燃料物質が存在する場合</td> <td>以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	施設	原子炉主任技術者	JRR-3	JRR-3原子炉主任技術者	NSRR	NSRR原子炉主任技術者	<u>(削る)</u>		STACY	STACY原子炉主任技術者	施設	廃止措置施設保安主務者	JRR-2	JRR-2廃止措置施設保安主務者	JRR-4	JRR-4廃止措置施設保安主務者	TCA	TCA廃止措置施設保安主務者	<u>FCA</u>	<u>FCA廃止措置施設保安主務者</u>	TRACY	TRACY廃止措置施設保安主務者	原子炉施設の状態	廃止措置施設保安主務者の資格	廃止措置施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者	<p>廃止措置に伴いFCA原子炉主任技術者を削除</p> <p>廃止措置に伴いFCA廃止措置施設保安主務者を追加</p>
施設	原子炉主任技術者																																																					
JRR-3	JRR-3原子炉主任技術者																																																					
NSRR	NSRR原子炉主任技術者																																																					
<u>FCA</u>	<u>FCA原子炉主任技術者</u>																																																					
STACY	STACY原子炉主任技術者																																																					
施設	廃止措置施設保安主務者																																																					
JRR-2	JRR-2廃止措置施設保安主務者																																																					
JRR-4	JRR-4廃止措置施設保安主務者																																																					
TCA	TCA廃止措置施設保安主務者																																																					
TRACY	TRACY廃止措置施設保安主務者																																																					
原子炉施設の状態	廃止措置施設保安主務者の資格																																																					
廃止措置施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者																																																					
施設	原子炉主任技術者																																																					
JRR-3	JRR-3原子炉主任技術者																																																					
NSRR	NSRR原子炉主任技術者																																																					
<u>(削る)</u>																																																						
STACY	STACY原子炉主任技術者																																																					
施設	廃止措置施設保安主務者																																																					
JRR-2	JRR-2廃止措置施設保安主務者																																																					
JRR-4	JRR-4廃止措置施設保安主務者																																																					
TCA	TCA廃止措置施設保安主務者																																																					
<u>FCA</u>	<u>FCA廃止措置施設保安主務者</u>																																																					
TRACY	TRACY廃止措置施設保安主務者																																																					
原子炉施設の状態	廃止措置施設保安主務者の資格																																																					
廃止措置施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者																																																					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前		変更後		備考
	②核燃料取扱主任者免状を有する者 ③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者		②核燃料取扱主任者免状を有する者 ③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者	
廃止措置施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者 ②核燃料取扱主任者免状を有する者 ③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ④第1種放射線取扱主任者免状を有する者	廃止措置施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 ①原子炉主任技術者免状を有する者 ②核燃料取扱主任者免状を有する者 ③技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者 ④第1種放射線取扱主任者免状を有する者	
3 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を前項に基づき選任する。		3 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を遂行できない場合その職務を代行させるため、必要に応じ代行者を前項に基づき選任する。		
第15条 ～ 第16条 (省略)		第15条 ～ 第16条 (変更なし)		
第4節 独立検査組織 (省略)		第4節 独立検査組織 (変更なし)		
第3章 品質マネジメント計画 (省略)		第3章 品質マネジメント計画 (変更なし)		
第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (省略)		第4章 放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 (変更なし)		
第4章の2 共通施設の管理 (省略)		第4章の2 共通施設の管理 (変更なし)		
第5章 核燃料物質等の運搬 (省略)		第5章 核燃料物質等の運搬 (変更なし)		
第6章 保安教育及び保安訓練 (省略)		第6章 保安教育及び保安訓練 (変更なし)		
第7章 原子炉施設の定期的な評価 (省略)		第7章 原子炉施設の定期的な評価 (変更なし)		
第8章 非常の場合に講ずべき措置 (省略)		第8章 非常の場合に講ずべき措置 (変更なし)		
第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (省略)		第9章 研究所に所属しない職員等、及び職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理 (変更なし)		
第10章 記録及び報告 (省略)		第10章 記録及び報告 (変更なし)		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前						変更後						備考		
別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						第9編の表番号の変更に伴う変更 解体対象施設である冷却系統施設、 計測制御系統施設及び非常用電源設 備を削除、号番号の繰上げ		
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設				
				屋内管理 用放射線 管理設備	屋外管理用放射線管理 設備					屋内管理 用放射線 管理設備	屋外管理用放射線管理 設備			
廃棄物処 理場	(省略)					第2編別 表第15に 掲げる放 射線測定 機器	廃棄物処 理場	(変更なし)					第2編別 表第15に 掲げる放 射線測定 機器	
JRR-2	(省略)						JRR-2	(変更なし)						
JRR-3	(省略)						JRR-3	(変更なし)						
JRR-4	(省略)						JRR-4	(変更なし)						
NSRR	(省略)						NSRR	(変更なし)						
TCA	(省略)						TCA	(変更なし)						
FCA	(1)原子炉本体 (2)冷却系統施 設 (3)計測制御系 統施設 (4)核燃料物質 貯蔵施設 (5)原子炉格納 施設 (6)その他特定 施設以外の 設備	—	(1)受変電設 備 (2)非常用電 源設備 (3)気体廃棄 設備 (4)液体廃棄 設備	第9編別 表第12(た だし排気 ダストモ ニタを除 く。)及び 別表第13 に掲げる 放射線測 定機器	第9編別 表第12に 掲げる排 気ダスト モニタ	FCA	(1)原子炉本体 (削る) (削る) (2)核燃料物質 貯蔵施設 (3)原子炉格納 施設 (4)その他特定 施設以外の 設備	—	(1)受変電設 備 (削る) (2)気体廃棄 設備 (3)液体廃棄 設備	第9編別 表第3(た だし排気 ダストモ ニタを除 く。)及び 別表第4 に掲げる 放射線測 定機器	第9編別 表第3に 掲げる排 気ダスト モニタ			
STACY	(省略)						STACY	(変更なし)						
TRACY	(省略)						TRACY	(変更なし)						
* : STACY及びTRACY共用 ** : STACY及びTRACY一部共用						* : STACY及びTRACY共用 ** : STACY及びTRACY一部共用								
別表第1の2 ~ 別表第2 (省略)						別表第1の2 ~ 別表第2 (変更なし)								

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前												変更後												備考		
別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)													別表第3 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質マネジメント活動との関連 (第7条第2項関係)													
職位	保安活動及び品質マネジメント活動											職位	保安活動及び品質マネジメント活動													
	文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー		文書及び記録の管理	運転管理	保守管理	核燃料物質等の管理	放射線管理	放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理	非常の場合の措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	マネジメントレビュー			
理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	理事長	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○			
統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	統括監査の職	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○			
監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	監査プロセスの管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	研究所の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
安全・核セキュリティ統括部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	安全・核セキュリティ統括部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○		
契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	契約部長	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-			
本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		
所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	所長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-			
原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	原子力施設検査室長	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-			
保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	保安管理部長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-			
安全対策課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	安全対策課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
施設安全課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	施設安全課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
危機管理課長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	危機管理課長	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-			
核物質管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	核物質管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	品質保証課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-	工務技術部長	○	○	○	-	-	○	○	○	-	○	-			
技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	技術管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-			
工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	工務第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-			
工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	工務第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前											変更後											備考		
放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	放射線管理部長	○	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	F C Aの運転に関する条項の削除に伴う変更
線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	線量管理課長	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	
環境放射線管理課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	環境放射線管理課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	
放射線管理第1課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	放射線管理第1課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	
放射線管理第2課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	放射線管理第2課長	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	
研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	研究炉加速器技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	
計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	計画調整課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	利用施設管理課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	研究炉技術課長	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	
J R R - 3 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	J R R - 3 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
J R R - 4 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	J R R - 4 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
N S R R 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	N S R R 管理課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
バックエンド技術部長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	バックエンド技術部長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	-	
高減容処理技術課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	高減容処理技術課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	放射性廃棄物管理第1課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	放射性廃棄物管理第2課長	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
廃止措置課長	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	廃止措置課長	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	
臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	臨界ホット試験技術部長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	
ホット使用施設管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	ホット使用施設管理課長	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	
臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	-	-	-	臨界技術第1課長	○	○ *1	○	○	○	○	○	○	-	-	-	
臨界技術第2課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	臨界技術第2課長	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	

* 1 : S T A C Yの更新工事が完了するまでは原子炉の運転を行わない。

別表第4 (省略)

別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係)

保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外	
		職員等	職員等以外		職員等	職員等以外
			長期	短期		
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子力関連の法令概要に関すること。	△	△	△	△	○

別表第4 (変更なし)

別表第5 原子炉施設の保安活動に従事する者の保安教育実施方針 (第32条関係)

保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者			放射線業務従事者以外	
		職員等	職員等以外		職員等	職員等以外
			長期	短期		
関係法令及び保安規定の遵守に関すること	原子力関連の法令概要に関すること。	△	△	△	△	○

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前							変更後							備考
(1時間以上)	本規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	(1時間以上)	本規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関する事	◎	◎	◎	◎	◎	FCA廃止措置に伴う追加
	品質マネジメントに関する事	◎	◎	◎	◎	◎		(2.5時間以上)	品質マネジメントに関する事	◎	◎	◎	◎	
原子炉施設の構造、性能及び運転に関する事 *2	主要な設備の構造、機能、性能に関する事	◎	◎	○	○	○	(2.5時間以上)		主要な設備の構造、機能、性能に関する事	◎	◎	○	○	
	主要な設備の運転管理及び保守管理に関する事													
	異常時の措置に関する事													
放射線管理に関する事 *1	管理区域等の区分及び入退域管理に関する事	◎	◎	◎	×	×	(2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関する事	◎	◎	◎	×	×	
	管理区域内の遵守事項等に関する事													
	放射線等の測定、監視及び防護に関する事	△	△	△	×	×		△	△	△	×	×		
	一般物品の搬出管理に関する事	◎	◎	◎	×	×		◎	◎	◎	×	×		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 *1	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関する事	◎	◎	○	×	×	(1.5時間以上)	核燃料物質等の種類及び性状、並びに臨界管理等に関する事	◎	◎	○	×	×	
	核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄の作業方法等に関する事													
非常の場合に講ずべき処置に関する事 (1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に関する事	◎	◎	◎	◎	○	(1時間以上)	非常の場合に講ずべき処置の概要に関する事	◎	◎	◎	◎	○	
<p>注記</p> <p>1. 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。</p> <p>2. 放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。</p> <p>凡例</p> <p>◎：全員が教育の対象</p> <p>○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる）</p> <p>△：第32条4項に掲げる者は免除することができる項目</p> <p>×：対象外</p> <p>*1：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p> <p>*2：廃止措置期間中の施設については廃止措置に関する事。ただし、JRR-2、JRR-4、TCA及びTRACYの教育内容については、それぞれ第4編、第6編、第8編及び第12編に示す。</p>							<p>注記</p> <p>1. 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間教育する。</p> <p>2. 放射線業務従事者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。</p> <p>凡例</p> <p>◎：全員が教育の対象</p> <p>○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる）</p> <p>△：第32条4項に掲げる者は免除することができる項目</p> <p>×：対象外</p> <p>*1：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p> <p>*2：廃止措置期間中の施設については廃止措置に関する事。ただし、JRR-2、JRR-4、TCA、<u>FCA</u>及びTRACYの教育内容については、それぞれ第4編、第6編、第8編、<u>第9編</u>及び第12編に示す。</p>							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考																						
別表第5の2 ~ 別表第5の3 (省略)														別表第5の2 ~ 別表第5の3 (変更なし)														FCA廃止措置に伴い運転に関する条項の削除及び記録の該当条番号を整理 (表中において以下同じ)																						
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)														別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																																				
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																												
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1						2	3	4	5	6	7		8	9	11	12																		
1. 試験研究用等原子炉施設の施設管理(試験炉規則第9条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録																		イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2		9	27の2	13	<u>22</u> の2	25	7の2	イ 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	30の11	42の2	29の2	11の2	30の2	9	27の2	13	<u>14</u>	25の2	7の2
ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	6の3	24の2	6の7	<u>19</u> の2	22	4の13	ロ 試験炉規則第9条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理者	施設管理統括者	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	30の4	37の2	22の7	8の2	27の2	6の3	24の2		6の7	<u>7</u> の8	<u>11</u>	22	4の13																	
ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	8の5	27の6	6の6	24の6	9	<u>19</u> の6	22	4の16	ハ 試験炉規則第9条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理者	施設管理統括者	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定	30の8	37の6	22の11	8の5	27の6	6の6	24の6		9	<u>10</u>	22	4の16																		
2. 運転記録																	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間					14	*4		12	*4	<u>10</u>	*4	*4	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	施設管理者	施設管理者	10年間					14	*4	12	*4	<u>*4</u>	*4	*4	
ロ	(省略)																ロ	(省略)																	ロ	(変更なし)														
ハ 制御材の位	運転中1時	施設管理	施設管理	1年間					26		12		<u>10</u>			ハ 制御材の位	運転中1時	施設管理	施設管理	1年間					26		12			<u>(削る)</u>			ハ 制御材の位	運転中1時	施設管理	施設管理	1年間					26		12		<u>(削る)</u>				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考											
の受渡量														の受渡量																									
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	施設管理者	施設管理者	取出後 10 年間								37	*4	34	*4	28	*4	*4	ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	施設管理者	施設管理者	取出後 10 年間									37	*4	34	*4	*4	*4	*4	
ハ～ヘ (省略)														ハ～ヘ (変更なし)																									
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	施設管理者 (JRR-3 及び JRR-4 については、施設管理者又は研究炉技術課長)	施設管理者 (JRR-3 及び JRR-4 については、施設管理者又は研究炉技術課長)	取出後 10 年間								37	38	*4	34	*4	28	*4	*4	ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	施設管理者 (JRR-3 及び JRR-4 については、施設管理者又は研究炉技術課長)	施設管理者 (JRR-3 及び JRR-4 については、施設管理者又は研究炉技術課長)	取出後 10 年間									37	38	*4	34	*4	*4	*4
4. 放射線管理記録 イ～チ (省略)														4. 放射線管理記録 イ～チ (変更なし)																									
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	* 5	* 6	法 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間 * 7								47	19						リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	* 5	* 6	法 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間 * 7									47	19						
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	* 5	* 6	法 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間 * 7								46	16	2	17				ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	* 5	* 6	法 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間 * 7									46	16	2	17				
ル (省略)														ル (変更なし)																									
5. ～ 11. (省略)														5. ～ 11. (変更なし)																									
* 1 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間														* 1 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間																									

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>* 2 : 原子炉設置変更許可申請書に記載する警報についても記録を行う。</p> <p>* 3 : 原子炉停止中の場合を含む。試験・検査、点検及び保守で計画的に発報させるものは、記録から除外する。</p> <p>* 4 : 当該記録の保存期間が満了するまで保管する。</p> <p>* 5 : JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、<u>FCA</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 6 : JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、<u>FCA</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存責任者は、当該固体廃棄物を発生させた課長等又は共用の容器に収納される固体廃棄物を管理する区域管理者とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存責任者は、放射性廃棄物管理第1課長とする。</p> <p>* 7 : JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、<u>FCA</u>、STACY及びTRACYの廃棄物保管場所に保管する固体廃棄物に係る記録の保存期間は、当該固体廃棄物を廃棄物処理場に引き渡すまでの期間とし、廃棄物処理場に引き渡した後の放射性廃棄物に係る記録の保存期間は、法43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間とする。</p>	<p>廃棄物保管場所を有するFCAにおける固体廃棄物の保管及び引渡し前の措置に係る記録責任者、保存責任者及び保存期間の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 (第6条関係)</p> <p>理事長 統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者) 安全・核セキュリティ統括部長 (本部 (監査プロセスを除く。)) の管理責任者 契約部長</p> <p>中央安全審査・品質保証委員会</p> <p>原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者)</p> <p>原子力科学研究所長</p> <p>JRR-3 原子炉主任技術者 NSRR 原子炉主任技術者 FCA 原子炉主任技術者 STACY 原子炉主任技術者</p> <p>JRR-2 廃止措置施設保安主務者 JRR-4 廃止措置施設保安主務者 TCA 廃止措置施設保安主務者 TRACY 廃止措置施設保安主務者</p> <p>品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会</p> <p>原子力施設検査室長</p> <p>バックエンド 技術部長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長</p> <p>臨界ホット試験 技術部長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 ホット使用施設管理課長 FCA運転長</p> <p>研究炉加速器 技術部長 研究炉技術課長 NSRR管理課長 JRR-4管理課長 JRR-3管理課長 JRR-3運転班長</p> <p>放射線管理部長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 環境放射線管理課長 線量管理課長</p> <p>工務技術部長 工務第1課長 工務第2課長 技術管理課長 JRR-3機械室運転班長</p> <p>保安管理部長 品質保証課長 核物質管理課長 施設安全課長 危機管理課長 安全対策課長</p> <p>(JRR-3原子炉主任技術者は、周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う。廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者及び原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>別図第1 原子炉施設の保安に関する組織図 (第6条関係)</p> <p>理事長 統括監査の職 (監査プロセスの管理責任者) 安全・核セキュリティ統括部長 (本部 (監査プロセスを除く。)) の管理責任者 契約部長</p> <p>中央安全審査・品質保証委員会</p> <p>原子力科学研究所担当理事 (研究所の管理責任者)</p> <p>原子力科学研究所長</p> <p>JRR-3 原子炉主任技術者 NSRR 原子炉主任技術者 STACY 原子炉主任技術者</p> <p>JRR-2 廃止措置施設保安主務者 JRR-4 廃止措置施設保安主務者 TCA 廃止措置施設保安主務者 FCA 廃止措置施設保安主務者 TRACY 廃止措置施設保安主務者</p> <p>品質保証推進委員会 原子炉施設等安全審査委員会</p> <p>原子力施設検査室長</p> <p>バックエンド 技術部長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 高減容処理技術課長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長 廃止措置課長</p> <p>臨界ホット試験 技術部長 臨界技術第1課長 臨界技術第2課長 ホット使用施設管理課長</p> <p>研究炉加速器 技術部長 研究炉技術課長 NSRR管理課長 JRR-4管理課長 JRR-3管理課長 JRR-3運転班長</p> <p>放射線管理部長 放射線管理第1課長 放射線管理第2課長 環境放射線管理課長 線量管理課長</p> <p>工務技術部長 工務第1課長 工務第2課長 技術管理課長 JRR-3機械室運転班長</p> <p>保安管理部長 品質保証課長 核物質管理課長 施設安全課長 危機管理課長 安全対策課長</p> <p>(JRR-3原子炉主任技術者は、周辺監視区域における放射線測定機器の運転に関する保安の監督を行う。廃棄物処理場の運転に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者及び原子力科学研究所の共通施設に関する保安の監督を行う原子炉主任技術者は、第14条第1項の原子炉主任技術者のうちから、理事長が選任する。)</p>	<p>廃止措置に伴いFCA原子炉主任技術者を削除</p> <p>廃止措置に伴いFCA廃止措置施設保安主務者を追加</p> <p>廃止措置に伴いFCA運転長を削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前	変更後	備考
別図第2 (省略)	別図第2 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第2編 放射線管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前			変更後			備考
第2編 放射線管理			第2編 放射線管理			第9編の条番号の変更に伴う変更
目次 (省略)			目次 (変更なし)			
第1章 放射線管理の業務 (省略)			第1章 放射線管理の業務 (変更なし)			
第2章 管理区域等の管理			第2章 管理区域等の管理			
第1節 管理区域 ～ 第2節 管理区域の出入管理 (省略)			第1節 管理区域 ～ 第2節 管理区域の出入管理 (変更なし)			
第3節 保全区域の管理 (保全区域の管理)			第3節 保全区域の管理 (保全区域の管理)			
第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。			第17条 次の表の左欄に掲げる保全区域の管理は、同表の右欄に掲げる者が行う。			
保 全 区 域		管理を行う者	保 全 区 域		管理を行う者	
第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長	第4編第4条に規定する J R R - 2に係る保全区域	本体施設	廃止措置課長	
第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域	本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設	J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	第5編第10条に規定する J R R - 3に係る保全区域	本体施設 (使用済燃料貯蔵施設 (北地区) を除く。) 本体施設のうち、使用済燃料貯蔵施設 (北地区) 利用施設 特定施設	J R R - 3 管理課長 研究炉技術課長 利用施設管理課長 工務第1課長	
第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域	本体施設 特定施設	J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長	第6編第10条に規定する J R R - 4に係る保全区域	本体施設 特定施設	J R R - 4 管理課長 J R R - 4 管理課長	
第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域	本体施設 特定施設	N S R R 管理課長 工務第1課長	第7編第8条に規定する N S R Rに係る保全区域	本体施設 特定施設	N S R R 管理課長 工務第1課長	
第8編第2条に規定する T C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長	第8編第2条に規定する T C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長	
第9編第7条に規定する F C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長	第9編第3条に規定する F C Aに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第2課長 工務第1課長	
第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長	第11編第8条に規定する S T A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長	
第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長	第12編第8条に規定する T R A C Yに係る保全区域	本体施設 特定施設	臨界技術第1課長 工務第1課長	
2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に			2 前項に規定する保全区域の管理を行う者は、所管する保全区域について、別記様式に			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考
<p>示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ～ 第7節 汚染された物品の管理 （省略）</p> <p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理 （省略）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の6 （省略）</p> <p>（放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第42条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25、第7編別表第23又は第9編別表第12に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 ～ 7 （省略）</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （省略）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 （省略）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条 （省略）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した</p>	<p>示す標識を設ける等の方法により、保全区域を他の場所と区分するとともに、出入口を設けている箇所はかぎの管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理 ～ 第7節 汚染された物品の管理 （変更なし）</p> <p>第3章 被ばく管理 ～ 第4章 環境放射線の管理 （変更なし）</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 第37条の2 ～ 第37条の6 （変更なし）</p> <p>（放射線測定機器の維持点検及び巡視）</p> <p>第38条 区域放射線管理担当課長は、第3編第36条、第4編第19条、第5編第69条、第6編第27条、第7編第61条、第8編第31条、第9編第29条、第11編第47条及び第12編第18条に規定する放射線測定機器を備え付けるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、各施設編に定める施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより管理しなければならない。</p> <p>2 （変更なし）</p> <p>3 区域放射線管理担当課長は、第5編別表第25及び第7編別表第23に掲げる放射線測定機器の動作状況を原子炉の運転開始前に点検し、その結果を本体施設の施設管理者に通報しなければならない。</p> <p>4 ～ 7 （変更なし）</p> <p>第39条 ～ 第42条の3 （変更なし）</p> <p>第6章 核燃料物質等の運搬 （変更なし）</p> <p>第7章 廃棄物処理場へ引き渡す放射性廃棄物及び廃棄物の仕掛品の管理 第46条 （変更なし）</p> <p>（廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の引渡し前の措置）</p> <p>第46条の2 課長等は、前条第1項で規定する廃棄物の仕掛品を固体廃棄物として廃棄物処理場に引渡す場合は、当該廃棄物の仕掛品を指定の容器に封入しなければならない。ただし、指定の容器に封入することが困難な場合は、当該課長等は、放射性廃棄物管理第1課長及び当該施設の区域放射線管理担当課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長等は、前項の規定により廃棄物の仕掛品を封入した容器若しくはこれを収納した</p>	<p></p> <p>第9編の条番号の変更に伴う変更</p> <p>F C Aの運転に関する条項の削除に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第2編 放射線管理）

変更前	変更後	備考
<p>輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「RI法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>（封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管）</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編、第4編及び第9編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第5編から第8編まで、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条 ～ 第49条（省略）</p> <p>第8章 異常時の措置（省略）</p>	<p>輸送用の遮蔽容器又は前項ただし書の措置を講じた廃棄物の仕掛品表面の線量当量率の測定を行うとともに、別表第22に従って区分しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「炉規法廃棄物」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律の規制対象となる施設から発生する放射性廃棄物（以下「RI法廃棄物」という。）又はその双方が混在する放射性廃棄物（以下「混在廃棄物」という。）の区分（以下「発生場所の区分」という。）、並びに熔融処理又は処分に係る有害物質（以下「特殊な物質」という。）の有無により区分しなければならない。</p> <p>4 課長等は、前3項の措置を講じた廃棄物の仕掛品について、容器ごとに標識を付け、別表第23に掲げる内容を表示しなければならない。</p> <p>5 JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、<u>FCA</u>、STACY及びTRACYにおいては、前各項の措置を講じたものを固体廃棄物とする。</p> <p>（封入後の廃棄物の仕掛品及び固体廃棄物の保管）</p> <p>第47条 課長等は、前条の措置を講じた廃棄物の仕掛品を原子炉施設内で保管するときは、第3編及び第4編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物の仕掛品の保管場所で保管しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、<u>FCA</u>、STACY及びTRACYにおいては、前条の措置を講じた固体廃棄物を原子炉施設内で保管するときは、それぞれ第5編から第9編まで、第11編及び第12編の管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所で保管しなければならない。</p> <p>2 区域管理者は、前項の廃棄物の仕掛品の保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画しなければならない。ただし、JRR-3、JRR-4、NSRR、TCA、<u>FCA</u>、STACY及びTRACYにおいては、前項の廃棄物保管場所に保管廃棄施設を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等で区画し、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示しなければならない。</p> <p>3 課長等は、廃棄物の仕掛品又は固体廃棄物を封入した指定の容器が金属製でない場合又はビニールシート等により梱包した場合は、金属製の容器又は金属製の保管庫に入れなければならない。ただし、金属製の大型機器(ポンプ、配管、タンク等)であって、これを金属製の容器に入れることが困難な場合は、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を行うとともに、火災防護上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第48条 ～ 第49条（変更なし）</p> <p>第8章 異常時の措置（変更なし）</p>	<p>備考</p> <p>第9編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>第9編の廃棄物保管場所の設置に伴う変更 第9編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p> <p>第9編の廃棄物保管場所の設置に伴う追記</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別表第1 ～ 別表第25 (省略) 別図第1 (省略) 別記様式第1 ～ 別記様式第6 (省略)	別表第1 ～ 別表第25 (変更なし) 別図第1 (変更なし) 別記様式第1 ～ 別記様式第6 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定

新旧対照表

第9編 F C Aの管理

令和3年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

本資料のうち、で示す箇所は核物質防護上の観点から公開できません。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第9編 FCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第9条)</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限 (第10条)</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限 (第11条)</p> <p>第3節 運転上の条件 (第12条-第14条)</p> <p>第4節 運転 (第15条-第19条)</p> <p>第3章 保守管理 (第19条の2-第24条)</p> <p>第4章 燃料要素の管理 (第25条-第29条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置 (第30条-第34条)</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第35条・第35条の2)</p> <p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (第36条・第37条)</p> <p>第4節 地震後の措置 (第38条)</p> <p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第39条)</p> <p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第40条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第41条-第43条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 (削除)</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 臨界技術第2課長は、次の各号に掲げるときは、所管する本体施設の運転要員(原子炉の運転管理に関する2ヵ月以上の実務研修並びに設置変更許可書、保安規定、施設概要、運転管理、保守管理及び非常時の措置に係る3日以上の教育研修を受けた者)を制御室に配置しなければならない。</p> <p>(1) 第15条の定めにより運転開始前の措置を行うとき。</p> <p>(2) 原子炉の運転を開始してから第19条の定めにより運転停止後の措置を行うときま</p>	<p>第9編 FCAの管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則 (第1条-第6条)</p> <p>(削る)</p> <p>第2章 保守管理 (第7条-第16条)</p> <p>第3章 燃料要素の管理 (第17条・第18条)</p> <p>第4章 放射性廃棄物の保管 (第19条・第20条)</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>(削る)</p> <p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置 (第21条・第22条)</p> <p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (第23条・第24条)</p> <p>第3節 地震後の措置 (第25条)</p> <p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (第26条)</p> <p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (第27条)</p> <p>第6章 放射線管理 (第28条-第30条)</p> <p>第7章 保安教育 (第31条)</p> <p>第1章 通則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この編は、FCA廃止措置計画の第1段階(原子炉の機能停止から炉室設備の解体撤去までの段階)の解体撤去工事に着手するまでの間にのみ適用し、第1段階の解体撤去工事に着手する前に変更しなければならない。</p> <p>(削る)</p>	<p>条番号繰上げ</p> <p>FCA廃止措置に伴い運転管理に関する項目を削除</p> <p>章番号、条番号繰上げ</p> <p>章番号、条番号繰上げ</p> <p>廃止措置移行に伴い追加</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p> <p>節番号及び条番号繰上げ</p> <p>節番号及び条番号繰上げ</p> <p>節番号及び条番号繰上げ</p> <p>節番号及び条番号繰上げ</p> <p>節番号及び条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>FCA廃止措置に伴い追加</p> <p>FCA廃止措置に伴い追加</p> <p>本規定の適用範囲の明確化</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>で。</p> <p><u>(3) 第28条第2項の定めにより燃料要素を炉心に装荷するとき。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長は、前項第2号に該当するときは、制御室に2人以上の運転要員を配置しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長は、第1項第1号及び第2号に該当するときは、機械室等に運転要員を配置しなければならない。</u></p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたFCA本体施設<u>運転</u>手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p><u>(1) 運転開始前及び運転停止後に確認すべき事項</u></p> <p><u>(2) 運転操作に関する事項</u></p> <p><u>(3) 巡視及び点検に関する事項</u></p> <p><u>(4) 異常時の措置に関する事項</u></p> <p><u>(5) 燃料要素の管理に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、<u>前項第1号から第4号</u>に掲げる事項について定めたFCA特定施設<u>運転</u>手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、<u>FCA原子炉主任技術者</u> (以下この編において「原子炉主任技術者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p>(炉心構成書)</p> <p>第4条 臨界ホット試験技術部長は、新炉心を構成しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした炉心構成書を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(手引の作成)</p> <p>第2条 臨界技術第2課長は、本体施設に関し、次の各号に掲げる事項について定めたFCA本体施設<u>管理</u>手引を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) 巡視及び点検に関する事項</u></p> <p><u>(2) 異常時の措置に関する事項</u></p> <p><u>(3) 燃料要素の管理に関する事項</u></p> <p><u>(4) 廃止措置に関する事項</u></p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に関し、<u>次の各号</u>に掲げる事項について定めたFCA特定施設<u>運転</u>手引を作成し、工務技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p><u>(1) 運転操作に関する事項</u></p> <p><u>(2) 巡視及び点検に関する事項</u></p> <p><u>(3) 異常時の措置に関する事項</u></p> <p>3 工務技術部長は、前項の承認をしようとするときは、臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第1項の承認又は前項の同意をしようとするときは、<u>FCA廃止措置施設保安主務者</u> (以下この編において「廃止措置施設保安主務者」という。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長は第1項の承認をしたとき、工務技術部長は第2項の承認をしたときは、それぞれ所長に報告しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>条番号繰上げ 記載の適正化</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p> <p>号番号繰上げ 号番号繰上げ 号番号繰上げ FCA廃止措置に伴い追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>第2条第1項の変更に伴う追記</p> <p>FCA廃止措置に伴う変更</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(1) 実験の目的 (2) 最大熱出力 (3) 炉心構成 (4) 装荷量 (5) 過剰反応度 (6) 制御棒及び安全棒の反応度</p> <p>2 前項の炉心構成書は、別表第1に掲げる炉心構成の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>(炉心証明書)</p> <p>第5条 臨界技術第2課長は、炉心の構成後、次の各号に掲げる事項の測定値及び許容される炉心構成の変化範囲を記載した炉心証明書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 最大出力 (2) 炉心構成 (3) 臨界量 (4) 過剰反応度 (5) 制御棒及び安全棒の反応度 (6) 炉心構成の変化範囲</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p>	<p>(削る)</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p>
<p>(運転実施計画)</p> <p>第6条 臨界技術第2課長は、1週ごとに、次の各号に掲げる事項を明らかにしたFCA運転実施計画(以下この編において「運転実施計画」という。)を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。運転日を追加しようとするとき、炉心証明書番号及び炉心装荷物を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 運転日及び運転時間 (2) 炉心証明書番号 (3) 実験の種類 (4) 熱出力 (5) 緊急停止連動装置の解除に関する事項 (6) 炉心装荷物</p>	<p>(削る)</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(7) インターロックの解除に関する事項</p> <p>2 臨界技術第2課長は、<u>運転実施計画に緊急停止連動装置の解除について定めるときは、別表第2に掲げる項目のうち、解除の条件を記載している項目について、解除の条件を満足していることを確認しなければならない。</u></p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、<u>第1項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>4 臨界技術第2課長は、<u>第1項の承認を受けたときは、その実施前に、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(保全区域)</p> <p>第7条 FCAの保全区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>(気密扉の開閉)</p> <p>第8条 課長等は、次の各号に掲げる事項を行おうとするときは、臨界技術第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 貨物搬入気密扉の開閉</p> <p>(2) 人員用気密扉の2面同時開放及び炉室扉の2面同時開放</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第9条 臨界技術第2課長は、FCAに係る建家の出入口の鍵及び本体施設の運転に関する鍵を管理しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第3条 FCAの保全区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>(気密扉の開閉)</p> <p>第4条 課長等は、次の各号に掲げる事項を行おうとするときは、臨界技術第2課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 貨物搬入気密扉の開閉</p> <p>(2) 人員用気密扉の2面同時開放及び炉室扉の2面同時開放</p> <p>(鍵の管理)</p> <p>第5条 臨界技術第2課長は、FCAに係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、特定施設に係る建家の出入口の鍵を管理しなければならない。</p> <p>(年間管理計画)</p> <p>第6条 臨界ホット試験技術部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたFCAの年間管理計画（以下この編において「年間管理計画」という。）を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</p> <p>(2) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(3) 第13条に定める修理及び改造をする施設、装置又は機器等の名称及び予定期間</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、<u>第1項の承認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p>	<p></p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ、原子炉を運転しないため削除</p> <p>施設管理に係る活動の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 運転上の制限</p> <p>(出力の制限)</p> <p>第10条 臨界技術第2課長は、原子炉を運転するときは、最大出力2キロワット以下で、かつ、年間積算出力50キロワット時以下で行わなければならない。</p> <p>第2節 炉心装荷物の制限</p> <p>(炉心装荷物の制限)</p> <p>第11条 臨界技術第2課長は、第5条に定める炉心証明書及び第6条に定める運転実施計画に定められた物以外のものを炉心に装荷してはならない。</p> <p>第3節 運転上の条件</p> <p>(緊急停止連動装置の作動条件)</p> <p>第12条 臨界技術第2課長は、本体施設について、別表第2に掲げるところにより緊急停止連動装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、同表の解除の条件を満足する場合において、運転実施計画で定めるとき、又はそのつど臨界ホット試験技術部長の承認を受けたときは、これを解除することができる。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項ただし書の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>(警報装置の作動条件)</p> <p>第13条 臨界技術第2課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>(負圧の維持)</p> <p>第14条 工務第1課長は、原子炉の運転中、別表第4に掲げるところにより負圧を維持するよう努めなければならない。</p> <p>第4節 運転</p> <p>(運転開始前の措置)</p> <p>第15条 原子炉の運転を開始しようとするときは、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、別表第5に掲げる設備について、それぞれ点検を行い、正常な状態であることを確認しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同一運転日において計画停止した原子炉の運転を再開しようとするときは、前項の定めにより確認された状態が維持されている</p>	<p>(削る)</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>ことを確認しなければならない。</u></p> <p>3 <u>工務第1課長は、第1項及び前項の確認の結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</u></p> <p><u>(運転開始命令)</u></p> <p>第16条 <u>原子炉の運転開始命令は、臨界技術第2課長が行うものとする。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長は、原子炉の運転を開始しようとするときは、第15条第3項の定めにより特定施設に異常がない旨の通報を受け、かつ、第2編第38条第3項の定めにより放射線測定機器の点検の結果に異常がない旨の通報を受けた後でなければ、前項の運転開始命令を行ってはならない。ただし、第34条の定めにより確認を行って原子炉の運転を開始しようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>FCA運転長は、臨界技術第2課長の運転開始命令により、第6条に定める運転実施計画書に基づき運転を行わなければならない。</u></p> <p><u>(運転に係る通報及び表示)</u></p> <p>第17条 <u>FCA運転長は、原子炉の運転を開始しようとするとき、又は停止したときは、一斉指令装置により運転開始又は停止の通報を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>FCA運転長は、原子炉の運転開始から停止するまで、運転表示灯を点灯しておくなければならない。</u></p> <p><u>(原子炉運転中の巡視)</u></p> <p>第18条 <u>工務第1課長は、原子炉の運転中、特定施設について、第19条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p> <p><u>(運転停止後の措置)</u></p> <p>第19条 <u>臨界技術第2課長は、原子炉の運転を停止したときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 中性子出力が正常に低下していること。</u></p> <p><u>(2) 制御棒が完全に引抜きされていること。</u></p> <p><u>(3) 移動側テーブルが固定側テーブルより完全に分離されていること。</u></p> <p>2 <u>前項の確認を行った後、臨界技術第2課長及び工務第1課長は、同日内において再起動を行わないときは、別表第6に掲げる設備について、それぞれ点検しなければならない。</u></p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>3 工務第1課長は、前項の点検結果を臨界技術第2課長へ通報しなければならない。</u></p> <p>第3章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第19条の2 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長はFCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</u></p> <p>第19条の3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p><u>2 臨界技術第2課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p><u>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 臨界技術第2課長は、第2項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第19条の4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p>	<p>第2章 保守管理 (施設管理目標の策定)</p> <p>第7条 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長はFCA（本体施設、特定施設及び放射線管理施設を含む。）について、第1編第2条第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標をそれぞれ策定しなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認を受けたときは、工務技術部長及び放射線管理部長並びに臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前項の通知を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（<u>性能維持施設に限る。</u>）について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p>	<p>章番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>廃止措置施設となるため削除</p> <p>条番号繰上げ 廃止措置に伴う追記</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（<u>原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。</u>）に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、<u>原子炉の運転を相当期間停止する場合その他その施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は</u>、第6条の定めにより作成する<u>運転実施計画</u>において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第<u>19</u>条の5 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第<u>19</u>条の6 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・</p>	<p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 臨界技術第2課長及び工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所掌する設備・機器（<u>性能維持施設に限る。</u>）について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定しなければならない。</p> <p>イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 第1項及び前項において、<u>廃止措置に係る施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は</u>、第6条の定めにより作成する<u>年間管理計画</u>において特別な状態である期間とその内容を示した上で、その特別な措置として試験炉規則第9条第1項第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第1項から第3項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>5 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の承認を受ける前に、それぞれ工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。</p> <p>6 臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 臨界技術第2課長は、第4項の承認を受けたときは、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>（保全活動の実施）</p> <p>第<u>9</u>条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>（保全活動の有効性評価及び改善）</p> <p>第<u>10</u>条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p> <p>廃止措置に伴う追記</p> <p>廃止措置に伴う変更 廃止措置に伴う変更</p> <p>廃止措置に伴う変更</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第20条 原子力施設検査室長は、FCAの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、<u>原子炉主任技術者の同意を得なければならない</u>。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>原子炉主任技術者の確認を受けなければならない</u>。</p> <p>第21条（削除）</p>	<p>器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>（定期事業者検査）</p> <p>第11条 原子力施設検査室長は、FCAの定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書を策定し、<u>廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない</u>。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び実施体制</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>ニ 施設管理目標</p> <p>(2) 定期事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、定期事業者検査計画及び定期事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>廃止措置施設保安主務者の確認を受けなければならない</u>。</p> <p>（機能停止措置）</p> <p>第12条 臨界技術第2課長は、FCAの機能停止措置として、炉心への燃料装荷を防止するため、1/2格子管集合体の燃料装荷部分にPu 燃料装荷用生体遮蔽板を設置した状態での固定を行わなければならない。また、制御設備の機能停止措置として、制御安全棒</p>	<p>備考</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>廃止措置に伴う変更</p> <p>廃止措置に伴う変更</p> <p>廃止措置に伴う機能停止措置の追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>(修理及び改造)</p> <p>第22条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>原子炉主任技術者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p><u>の撤去及び移動テーブル駆動機構電源の撤去をしなければならない。機能停止措置が完了するまでは、炉心への燃料装荷を困難にするための措置を講じなければならない。</u></p> <p>(修理及び改造)</p> <p>第13条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が、法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴うときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 修理及び改造の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>2 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の確認をしようとするときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、第1項の定めにより確認した修理及び改造計画について、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、<u>廃止措置施設保安主務者の同意</u>を得なければならない。</p> <p>5 臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長は、それぞれ第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に関係のある課長等に通知しなければならない。</p> <p>6 臨界技術第2課長は本体施設について、工務第1課長は特定施設について、及び放射線管理第2課長は放射線管理施設について、修理及び改造が必要と認めた場合で、その修理及び改造が法第28条第1項に定める使用前事業者検査を伴わないときは、正常な状態に復帰するために、修理及び改造を行うことができる。</p>	<p>条番号繰上げ</p> <p>廃止措置に伴う変更</p>
<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第22条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、<u>原子炉主任技術者の同意</u>を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p>	<p>(使用前事業者検査)</p> <p>第14条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書を策定し、<u>廃止措置施設保安主務者の同意</u>を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ニの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 工事の内容</p> <p>ハ 検査の項目及び実施体制</p>	<p>条番号繰上げ</p> <p>廃止措置に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>原子炉主任技術者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第23条 原子力施設検査室長は第20条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第22条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>原子炉主任技術者</u>に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(原子炉停止中の巡視)</p> <p>第24条 工務第1課長は、<u>原子炉の停止中において、特定施設について、第19条の4第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</u></p> <p>第4章 燃料要素の管理</p>	<p>ニ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領書</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の同意を得たときは、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。</p> <p>4 当該使用前事業者検査に関係ある課長等は、前項の通知を受けたときは、それぞれ当該使用前事業者検査に関係ある部長に報告しなければならない。</p> <p>5 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査計画及び使用前事業者検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、<u>廃止措置施設保安主務者</u>の確認を受けなければならない。</p> <p>(保守結果の報告等)</p> <p>第15条 原子力施設検査室長は第11条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長に通知しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、定期事業者検査が終了したとき、第13条の修理及び改造計画に基づく作業と前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果をそれぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。また、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、結果を併せて臨界技術第2課長に通知しなければならない。</p> <p>3 工務技術部長及び放射線管理部長は、前項の報告を受けたときは、臨界ホット試験技術部長に通知しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、第2項の報告及び前項の通知を受けたときは、<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通知するとともに、所長に報告しなければならない。</p> <p>(巡視)</p> <p>第16条 工務第1課長は、特定施設について、第8条第1項に定める施設管理実施計画又は同条第3項に定める特別な施設管理実施計画に基づき巡視しなければならない。</p> <p>第3章 燃料要素の管理</p>	<p></p> <p>廃止措置に伴う変更</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>FCA廃止措置に伴う変更</p> <p>原子炉を運転しないため削除、条番号繰上げ</p> <p>章番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(燃料要素の受入れ)</p> <p>第25条 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料要素を受け入れようとするときは、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、受入れにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>(2) 燃料要素の表面密度</p> <p>(3) 燃料要素の外観及び寸法</p> <p>4 臨界技術第2課長は、前項の点検の終了後、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 受け入れた年月日</p> <p>(2) 点検の結果</p> <p>(3) 受け入れた燃料要素の種類及び数量</p> <p>(4) 貯蔵状況</p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第26条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第10に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第10に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料管理業務に従事する者以外が立ち入るときは、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第27条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無の確認</p> <p>(2) 貯蔵設備の異常の有無の確認</p> <p>(3) 燃料要素の種類ごとの数量の確認</p> <p>(4) 燃料要素の保管状況の確認</p>	<p>(削る)</p> <p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第17条 臨界技術第2課長は燃料要素を貯蔵するときは、臨界に達しないようにするため、別表第1に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料要素を貯蔵するときは、貯蔵施設に施錠し、別表第1に掲げる貯蔵場所に貯蔵上の注意事項を表示しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料管理業務に従事する者以外が立ち入るときは、燃料管理業務に従事する者の指示に従わせなければならない。</p> <p>(燃料要素の貯蔵中の点検)</p> <p>第18条 臨界技術第2課長は、燃料要素の貯蔵中、6月間に1回、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。なお、点検においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の異常の有無</p> <p>(2) 貯蔵設備の異常の有無</p> <p>(3) 燃料要素の数量</p> <p>(4) 燃料要素の保管状況</p>	<p>燃料要素の受入れを行わないため削除</p> <p>条番号の繰上げ 表番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p> <p>記載の適正化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>(燃料要素の装荷)</p> <p>第28条 臨界技術第2課長は、燃料要素を炉心物質装填用引出しに装填しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。なお、装填においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 燃料要素に異常のないこと。</p> <p>(2) 装填状態が正常であること。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、炉心物質装填用引出しに装填した燃料要素を炉心に装荷するときは、炉心証明書に記載された炉心構成であることを確認しなければならない。なお、装荷においては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</p>	<p>(削る)</p>	<p>原子炉を運転しないため削除</p>
<p>(燃料要素の払出し)</p> <p>第29条 臨界技術第2課長は、所管する燃料要素を払い出したときは、次の各号に掲げる事項について、臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。なお、払出しにおいては、臨界に達しないように燃料要素を取り扱わなければならない。</p> <p>(1) 払い出した年月日</p> <p>(2) 払い出した燃料要素の種類、番号及び数量</p> <p>(3) 燃料要素の表面密度の結果</p> <p>2 臨界技術第2課長は、燃料取扱室において燃料要素を輸送容器に収納するために、当該燃料要素を貯蔵施設から搬出するときは、臨界に達しないようにするため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) ^{235}U濃縮度20%ウラン燃料、^{235}U濃縮度93%ウラン燃料及びプルトニウム燃料のうちいずれか二以上の燃料要素は、同時に取り扱わないこと。</p> <p>(2) 濃縮ウラン燃料及びプルトニウム燃料の一回の搬出量は、別表第10-2に掲げる制限量を超えないこと。</p> <p>(3) 搬出した燃料要素と次に搬出する燃料要素とが核的に隔離されるまでの間、次の搬出をしないこと。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、燃料要素を輸送容器に収納するときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 輸送容器が燃料要素の運搬に係る技術基準に適合していること。</p> <p>(2) 輸送容器に異常がないこと。</p> <p>(3) 燃料要素の外観に異常がないこと。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、燃料要素を収納した輸送容器(以下「核燃料輸送物」という。)を貯蔵施設に仮置きするときは、貯蔵中の燃料要素と核燃料輸送物との相互影響を考慮した未臨界計算書を作成し、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。</p> <p>5 前項の未臨界計算書における未臨界の判定は、体系の中性子実効増倍率が0.95以下に</p>	<p>(削る)</p>	<p>廃止措置計画の第1段階では燃料要素の払出しを行わないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>なるものとする。</u></p> <p>6 <u>臨界ホット試験技術部長は、第4項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>7 <u>臨界技術第2課長は、核燃料輸送物を払い出すまでの間、勤務日において1日1回以上、次の各号に掲げる事項について、点検しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>核燃料輸送物に異常がないこと。</u></p> <p>(2) <u>核燃料輸送物の固縛状態及び仮置き状態が適切であること。</u></p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置及び緊急停止連動装置が作動した場合の措置</p> <p><u>(警報装置が作動した場合の措置)</u></p> <p>第30条 <u>FCA運転長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、その状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。この場合において、その原因が特定施設にあるときは、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長は、前項の通報を受けたときは、正常状態に復帰するための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置をFCA運転長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>FCA運転長は、前項の通報を受けた時は、その旨を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第2課長は、第1項で作動した警報装置が正常状態に復帰できないときは、警報原因の区分に応じた別表第11に示す措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(緊急停止連動装置が作動した場合の措置)</u></p> <p>第31条 <u>FCA運転長は、緊急停止連動装置が作動したときは、臨界技術第2課長に通報するとともに、作動した原因及びその状況を調査し、復旧措置を講じなければならない。</u></p>	<p>第4章 放射性廃棄物の保管</p> <p><u>(放射性廃棄物の保管)</u></p> <p>第19条 <u>臨界技術第2課長は、FCAにおける放射性廃棄物のうち、FCAで保管する廃棄物は、別表第2に掲げる保管場所において、制限量を超えないように保管しなければならない。</u></p> <p><u>(放射性廃棄物の保管中の点検)</u></p> <p>第20条 <u>臨界技術第2課長は、放射性廃棄物の保管中、3か月間に1回、固体廃棄物について、保管場所の異常の有無及び廃棄物の保管状況を点検しなければならない。</u></p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>廃止措置移行に伴い放射性廃棄物の保管について追加</p> <p>廃止措置移行に伴い放射性廃棄物の保管中の点検について追加</p> <p>原子炉を運転しないため削除</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p><u>この場合において、その原因が特定施設にあるときには、工務第1課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>工務第1課長は、前項の通報を受けたときは、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置をFCA運転長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>FCA運転長は、前項の通報を受けたときは、その旨を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>(負圧が維持できなくなった場合の措置)</u></p> <p>第32条 <u>工務第1課長は、原子炉の運転中、第14条に定める負圧が維持できなくなったときは、その原因及び状況を調査し、復旧措置を講ずるとともに臨界技術第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたときは、原子炉を停止する措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(原子炉が計画外停止した場合の措置)</u></p> <p>第33条 <u>臨界技術第2課長は、第31条に定める緊急停止連動装置が作動したとき、第30条に定める警報装置が復帰できずに原子炉を停止したとき、又は原子炉施設の保安を確保する必要から計画外に原子炉を手動停止したとき（以下この編において「計画外停止」という。）は、計画外停止となった原因を除去するための措置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 作動した緊急停止連動装置または警報装置の項目及びその原因</u></p> <p><u>(2) 中性子出力の正常な低下</u></p> <p><u>(3) 制御安全棒の完全挿入</u></p> <p><u>(4) 移動側テーブルが固定側テーブルより完全分離</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長は、原子炉が計画外停止したときは、放射線管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>3 <u>放射線管理第2課長は、前項の通報を受けたときは、放射性物質の施設外及び施設内への放出の有無を確認し、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p>4 <u>臨界技術第2課長は、第1項の措置及び確認を行った場合並びに前項の通報を受けた場合は、臨界ホット試験技術部長、原子炉主任技術者及び施設安全課長に通報しなければならない。</u></p> <p>5 <u>臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、ただちに所長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>(計画外停止後に原子炉を再起動する場合の措置)</u></p>		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>第34条 臨界技術第2課長は、原子炉が計画外停止した場合において、前条に定める措置を講じた結果、原子炉の運転を再開しようとするときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 緊急停止連動装置及び警報装置が正常に復帰していること。</p> <p>(2) 作動した緊急停止連動装置又は警報装置の計器、原子炉の運転に係る放射線測定機器の指示が正常な値を示していること。</p> <p>(3) 第15条第1項及び第2項により確認した状態が維持されていること。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の確認ののち、原子炉を再起動する場合は、臨界ホット試験技術部長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、臨界ホット試験技術部長の承認を受けずに原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) FCA施設外で電気事故が発生し、その事故の波及又は波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>(2) 自然災害（地震を除く）が発生し、その波及防止の措置として原子炉を停止した場合。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p>	<p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第21条 臨界技術第2課長は、第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第16条の巡視及び第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、第1項の調査の結果、その異常がFCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置)</p>	<p>備考</p>
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第35条 臨界技術第2課長は、第15条の運転開始前の点検、第19条第2項の運転停止後の点検、第38条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第15条の運転開始前の点検、第18条の原子炉運転中の巡視、第19条第2項の原子炉停止後の点検、第24条の原子炉停止中の巡視、第38条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、第1項の調査の結果、その異常が原子炉の運転に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び原子炉主任技術者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置)</p>	<p>第1節 点検等において異常を認めた場合の措置</p> <p>(点検等において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第21条 臨界技術第2課長は、第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じなければならない。また、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第16条の巡視及び第25条の地震後の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常状態に復帰させるための措置を講じるとともに、臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けたとき、第2編第56条の定めにより放射線管理第2課長から異常を認めた旨の通報を受けたとき、第1項の調査の結果、その異常がFCAの保安に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、所長に通報しなければならない。</p> <p>(火災発生時の措置)</p>	<p>節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ、運転に係る記載の削除</p> <p>運転に係る記載の削除</p> <p>FCA廃止措置に伴う変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表（第9編 FCAの管理）

変更前	変更後	備考
<p>第35条の2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>第22条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、施設に火災が発生した場合は、第1編第40条に基づき関係者に通報するとともに、施設の安全を確保するための早期消火及び延焼の防止に努めなければならない。</p> <p>2 火災鎮火後、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>3 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の確認の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>4 臨界技術第2課長は、第2項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>第3節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p>	<p>第2節 燃料要素に異常を認めた場合の措置 (燃料要素に異常を認めた場合の措置)</p>	<p>節番号繰上げ</p>
<p>第36条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、<u>使用の可否を判断しなければならない。</u></p> <p>2 <u>臨界技術第2課長は、前項において使用不可とした燃料要素については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。</p> <p>3 <u>臨界技術第2課長は、前項の措置を講じたときは、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告するとともに、原子炉主任技術者に通知しなければならない。</u></p>	<p>第23条 臨界技術第2課長は、燃料要素に異常を認めたときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、その状況を臨界ホット試験技術部長に報告し、<u>廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 異常な燃料要素と正常な燃料要素とを区分し、識別の容易な措置を講ずること。 (2) 汚染があるときは、放射線管理第2課長と協議して放射線管理上の措置を講ずること。</p>	<p>条番号繰上げ、燃料要素を使用しないため削除 項の削除</p> <p>項の削除 FCA廃止措置に伴う変更</p>
<p>(燃料要素の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第37条 臨界技術第2課長は、燃料要素の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>原子炉主任技術者</u>に通報しなければならない。</p>	<p>(燃料要素の紛失を発見した場合の措置)</p> <p>第24条 臨界技術第2課長は、燃料要素の紛失を発見したときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通報しなければならない。</p>	<p>条番号繰上げ FCA廃止措置に伴う変更</p>
<p>第4節 地震後の措置 (地震後の措置)</p>	<p>第3節 地震後の措置 (地震後の措置)</p>	<p>節番号繰上げ</p>
<p>第38条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、FCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>第25条 震度4以上の地震が発生したときは、臨界技術第2課長は本体施設を、工務第1課長は特定施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を点検し、FCAの保安に影響がないことを確認しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検の結果を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界技術第2課長は、第1項の確認を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、臨界ホット試験技術部長及び危機管理課長に通報しなければならない。</p>	<p>条番号繰上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 F C Aの管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第39条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がF C Aの<u>運転</u>に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>原子炉主任技術者</u>に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、F C Aの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がF C Aの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>第4節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置 (勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第26条 勤務時間外において、第1編第40条第2項の定めにより異常が発生した旨の通報を受けた者は、現場に赴き、又は第1編第39条第1項第3号において定める通報連絡システムにより関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、正常状態に復帰させるための措置を講じ、かつ、その原因及び状況を臨界技術第2課長に通報しなければならない。</p> <p>2 臨界技術第2課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常がF C Aの<u>保安</u>に支障を及ぼすと認めるときは、臨界ホット試験技術部長及び<u>廃止措置施設保安主務者</u>に通報しなければならない。</p> <p>3 臨界ホット試験技術部長は、前項の通報を受けたときは、F C Aの保安に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その異常がF C Aの保安に重大な影響があると認めるときは、所長に通報しなければならない。</p>	<p>節番号繰上げ</p> <p>条番号繰上げ</p> <p>F C A廃止措置に伴う変更</p>
<p>第6節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第40条 臨界技術第2課長は、第1節から第5節の規定において、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき、又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>	<p>第5節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置 (非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置)</p> <p>第27条 臨界技術第2課長は、第1節から第4節の規定において、当該異常の状況が非常事態に該当すると認めるとき、又は非常事態に発展するおそれがあると認めるときは、第1編第40条第3項及び第42条第2項の定めにより措置しなければならない。</p>	<p>節番号繰上げ</p> <p>条番号及び節番号繰上げ</p>
<p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第41条 F C Aに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p>	<p>第6章 放射線管理 (管理区域の区分)</p> <p>第28条 F C Aに係る管理区域の区分は、別図第2に示すとおりとする。</p>	<p>条番号繰上げ</p>
<p>(放射線管理測定機器)</p> <p>第42条 第2編第38条第1項に定めるF C Aに係る放射線測定機器は、別表第12及び別表第13に掲げるとおりとする。</p>	<p>(放射線管理測定機器)</p> <p>第29条 第2編第38条第1項に定めるF C Aに係る放射線測定機器は、別表第3及び別表第4に掲げるとおりとする。</p>	<p>条番号及び表番号繰上げ</p>
<p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第43条 放射線管理第2課長は、別表第14に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p>	<p>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</p> <p>第30条 放射線管理第2課長は、別表第5に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>第7章 保安教育 (保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容)</p>	<p>条番号及び表番号繰上げ</p> <p>F C A廃止措置に伴う追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前			変更後	備考																										
<p>別表第1 炉心構成の条件 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>制限事項</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">燃料要素</td> <td>(1) 炉心装荷燃料要素の濃縮ウラン最大挿入量</td> <td>3,250 kg (²³⁵U 650 kg)</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉心装荷燃料要素のプルトニウム最大挿入量</td> <td>²³⁹Pu + ²⁴¹Pu 250 kg</td> </tr> <tr> <td>(3) 炉心装荷燃料要素の天然ウラン最大挿入量</td> <td>30 トン</td> </tr> <tr> <td>(4) 炉心装荷燃料要素の劣化ウラン最大挿入量</td> <td>30 トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">核的制限値</td> <td>(1) 全制御棒の等価反応度</td> <td>0.5% ΔK/K 以上</td> </tr> <tr> <td>(2) 全安全棒の等価反応度</td> <td>2% ΔK/K 以上</td> </tr> <tr> <td>(3) 最大過剰反応度</td> <td>0.8 ドル以下</td> </tr> <tr> <td>(4) 密着時における体系の臨界未満度</td> <td>0.5% ΔK/K 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の制限値</td> <td>(1) 制御棒反応度付加率</td> <td>0.01% ΔK/K/秒以下</td> </tr> <tr> <td>(2) 炉心温度</td> <td>40℃以下</td> </tr> </tbody> </table>			種別	制限事項	基準値	燃料要素	(1) 炉心装荷燃料要素の濃縮ウラン最大挿入量	3,250 kg (²³⁵ U 650 kg)	(2) 炉心装荷燃料要素のプルトニウム最大挿入量	²³⁹ Pu + ²⁴¹ Pu 250 kg	(3) 炉心装荷燃料要素の天然ウラン最大挿入量	30 トン	(4) 炉心装荷燃料要素の劣化ウラン最大挿入量	30 トン	核的制限値	(1) 全制御棒の等価反応度	0.5% ΔK/K 以上	(2) 全安全棒の等価反応度	2% ΔK/K 以上	(3) 最大過剰反応度	0.8 ドル以下	(4) 密着時における体系の臨界未満度	0.5% ΔK/K 以上	その他の制限値	(1) 制御棒反応度付加率	0.01% ΔK/K/秒以下	(2) 炉心温度	40℃以下	<p>第31条 第1編別表第5に定める保安教育項目のうち原子炉施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>関係条項削除のため</p>
種別	制限事項	基準値																												
燃料要素	(1) 炉心装荷燃料要素の濃縮ウラン最大挿入量	3,250 kg (²³⁵ U 650 kg)																												
	(2) 炉心装荷燃料要素のプルトニウム最大挿入量	²³⁹ Pu + ²⁴¹ Pu 250 kg																												
	(3) 炉心装荷燃料要素の天然ウラン最大挿入量	30 トン																												
	(4) 炉心装荷燃料要素の劣化ウラン最大挿入量	30 トン																												
核的制限値	(1) 全制御棒の等価反応度	0.5% ΔK/K 以上																												
	(2) 全安全棒の等価反応度	2% ΔK/K 以上																												
	(3) 最大過剰反応度	0.8 ドル以下																												
	(4) 密着時における体系の臨界未満度	0.5% ΔK/K 以上																												
その他の制限値	(1) 制御棒反応度付加率	0.01% ΔK/K/秒以下																												
	(2) 炉心温度	40℃以下																												
<p>別表第2 緊急停止連動装置の作動条件 (第6条、第12条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作動条件</th> <th>解除の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子炉周期が5秒以下になったとき。</td> <td>臨界未満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 線型出力計の中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。</td> <td>=====</td> </tr> <tr> <td>(3) 安全用出力計の中性子束レベルが各測定レンジの63%を超えたとき。</td> <td>=====</td> </tr> <tr> <td>(4) 制御安全棒機構の緊急停止駆動源の空気圧が0.37MPa(1cm²につき3.8kg)以下に低下したとき。</td> <td>=====</td> </tr> <tr> <td>(5) 地震加速度が垂直方向に0.25m/s²(25Gal)又は水平方向に0.50m/s²</td> <td>=====</td> </tr> </tbody> </table>			作動条件	解除の条件	(1) 原子炉周期が5秒以下になったとき。	臨界未満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。	(2) 線型出力計の中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。	=====	(3) 安全用出力計の中性子束レベルが各測定レンジの63%を超えたとき。	=====	(4) 制御安全棒機構の緊急停止駆動源の空気圧が0.37MPa(1cm ² につき3.8kg)以下に低下したとき。	=====	(5) 地震加速度が垂直方向に0.25m/s ² (25Gal)又は水平方向に0.50m/s ²	=====	<p>(削る)</p>	<p>関係条項削除のため</p>														
作動条件	解除の条件																													
(1) 原子炉周期が5秒以下になったとき。	臨界未満状態でパルス中性子実験を行うことを目的とすること。																													
(2) 線型出力計の中性子束レベルが各測定レンジの100%を超えたとき。	=====																													
(3) 安全用出力計の中性子束レベルが各測定レンジの63%を超えたとき。	=====																													
(4) 制御安全棒機構の緊急停止駆動源の空気圧が0.37MPa(1cm ² につき3.8kg)以下に低下したとき。	=====																													
(5) 地震加速度が垂直方向に0.25m/s ² (25Gal)又は水平方向に0.50m/s ²	=====																													

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前		変更後	備考
<p>(50Gal)を超えたとき。</p> <p>(6) 核計測装置に使用する電圧値が設定した値を5%以上はずれたとき。</p> <p>(7) 直流100Vの電圧が85V以下になったとき。</p> <p>(8) 停電したとき。</p> <p>(9) 炉室の扉が開いたとき。</p> <p>(10) 燃料送管のハッチが開いたとき。</p> <p>(11) 補助出入口の扉が開いたとき。</p> <p>(12) 換気系バタフライバルブが開いたとき。</p> <p>(13) 手動スクラムボタンが押されたとき。</p> <p>(14) 格子管集合体冷却風流量が異常低下したとき。</p> <p>(15) テーブルが密着後に離脱したとき。</p>	<p>=====</p> <p>=====</p> <p>=====</p> <p>十分に臨界未満状態であること。</p> <p>十分に臨界未満状態であること。</p> <p>=====</p> <p>十分に臨界未満状態であること。</p> <p>=====</p> <p>十分に臨界未満状態であること。</p> <p>=====</p>		
別表第3 警報装置の作動条件 (第13条関係)		(削る)	関係条項削除のため
<p style="text-align: center;">作 動 条 件</p> <p>(1) 緊急停止連動装置が作動したとき。</p> <p>(2) 起動用中性子検出装置の計数値が1分間につき200カウント以下になったとき。 (起動用チャンネル出力低下)</p> <p>(3) 原子炉周期が20秒より短くなったとき。(短炉周期)</p> <p>(4) 炉心及び冷却風出口の温度が40℃を超えたとき。(高炉心温度)</p> <p>(5) 格子管集合体冷却風のダストモニタのアルファ線レベルが1時間連続して$7.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$を超えたとき。(炉室$\alpha$モニタ高レベル)</p>			
別表第4 負圧の維持基準 (第14条関係)		(削る)	関係条項削除のため
項 目	維持基準値		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前		変更後	備考																				
炉室内の圧力	-59Pa 以下																						
別表第5 原子炉の運転開始前に正常な状態であることを確認すべき設備 (第15条関係)		(削る)	関係条項削除のため																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本体施設 (臨界技術第2課長)</td> <td>原子炉本体</td> <td>炉心</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系統施設</td> <td>格子管集合体冷却設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> </tr> <tr> <td>緊急停止連動装置</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設</td> <td>非常用アルゴンガス放出設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特定施設 (工務第1課長)</td> <td>受変電設備</td> </tr> <tr> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> </tr> </tbody> </table>		施設	設備	本体施設 (臨界技術第2課長)	原子炉本体	炉心	原子炉冷却系統施設	格子管集合体冷却設備	計測制御系統施設	核計装	制御設備	緊急停止連動装置	原子炉格納施設	非常用アルゴンガス放出設備	特定施設 (工務第1課長)	受変電設備	非常用電源設備	気体廃棄設備	液体廃棄設備				
施設	設備																						
本体施設 (臨界技術第2課長)	原子炉本体	炉心																					
	原子炉冷却系統施設	格子管集合体冷却設備																					
	計測制御系統施設	核計装																					
		制御設備																					
		緊急停止連動装置																					
原子炉格納施設	非常用アルゴンガス放出設備																						
特定施設 (工務第1課長)	受変電設備																						
	非常用電源設備																						
	気体廃棄設備																						
	液体廃棄設備																						
別表第6 原子炉運転停止後の本体施設及び特定施設の点検 (第19条関係)		(削る)	関係条項削除のため																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等</th> <th>確認すべき設備状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本体施設</td> <td>制御設備</td> <td>安全棒位置完全引抜きの確認</td> </tr> <tr> <td>起動用中性子源装置</td> <td>中性子源位置完全引抜きの確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">格子管集合体冷却設備</td> <td>(1) 冷却系バルブ開閉位置の確認</td> </tr> <tr> <td>(2) 冷却風量の確認</td> </tr> <tr> <td>計測制御系給電盤</td> <td>電源の遮断</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特定施設</td> <td>受変電設備</td> <td>商用電源の電圧</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄設備</td> <td>排風機の作動状態</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄設備</td> <td>貯槽の水位</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	設備等	確認すべき設備状態	本体施設	制御設備	安全棒位置完全引抜きの確認	起動用中性子源装置	中性子源位置完全引抜きの確認	格子管集合体冷却設備	(1) 冷却系バルブ開閉位置の確認	(2) 冷却風量の確認	計測制御系給電盤	電源の遮断	特定施設	受変電設備	商用電源の電圧	気体廃棄設備	排風機の作動状態	液体廃棄設備	貯槽の水位		
施設区分	設備等	確認すべき設備状態																					
本体施設	制御設備	安全棒位置完全引抜きの確認																					
	起動用中性子源装置	中性子源位置完全引抜きの確認																					
	格子管集合体冷却設備	(1) 冷却系バルブ開閉位置の確認																					
		(2) 冷却風量の確認																					
計測制御系給電盤	電源の遮断																						
特定施設	受変電設備	商用電源の電圧																					
	気体廃棄設備	排風機の作動状態																					
	液体廃棄設備	貯槽の水位																					
別表第7 (削除)		(削る)	記載の適正化																				
別表第8 (削除)		(削る)	記載の適正化																				
別表第9 (削除)		(削る)	記載の適正化																				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前				変更後				備考		
別表第10-1 貯蔵施設における燃料要素の貯蔵制限量 (第26条関係)				別表第1 貯蔵施設における燃料要素の貯蔵制限量 (第17条関係)				表番号及び条番号繰上げ		
種類	貯蔵施設		制限量	備考	種類	貯蔵施設			制限量	備考
	貯蔵場所	貯蔵設備				貯蔵場所	貯蔵設備			
天然ウラン 劣化ウラン	燃料貯蔵庫	収納容器及び 燃料棚	天然ウラン換算 60トン		天然ウラン 劣化ウラン	燃料貯蔵庫 収納容器及び 燃料棚	天然ウラン換算 60トン			
濃縮ウラン	燃料貯蔵庫	収納容器	²³⁵ U650kg	容器1個の収納 量 ²³⁵ U 1.5 kg以 下	濃縮ウラン	燃料貯蔵庫	収納容器	²³⁵ U650kg	容器1個の収納 量 ²³⁵ U 1.5 kg以 下	
プルトニウム	燃料貯蔵庫	収納容器	²³⁹ Pu+ ²⁴¹ Pu 330kg	容器1個の収納 量 ²³⁹ Pu + ²⁴¹ Pu 1.5kg以下	(削る)				プルトニウム燃料は払出し 済のため削除	
別表第10-2 貯蔵施設からの搬出制限量 (第29条関係)				(削る)				関係条項削除のため		
燃料要素の種類		制限量								
²³⁵ U濃縮度20%ウラン燃料		75 kgU								
²³⁵ U濃縮度93%ウラン燃料		10 kgU								
プルトニウム燃料		6 kgPu								
別表第11 警報装置が復帰できなかったときの措置 (第30条関係)				別表第2 放射性廃棄物の保管場所 (第19条関係)				放射性廃棄物の保管場所を 追加		
警報原因の区分	措置	警報装置の項目	運転継続又は 停止の条件	放射性廃棄物	保管場所	制限量				
警報事象が継続しているとき 又は原因不明のとき	運転停止	短炉周期	=====	固体廃棄物	燃料取扱室	2000ドラム缶換算 26本				
		起動用チャンネル	=====							
		出力低下	=====							
		高炉心温度	=====							
		炉室αモニタ 高レベル	=====							
				(削る)				関係条項削除のため		

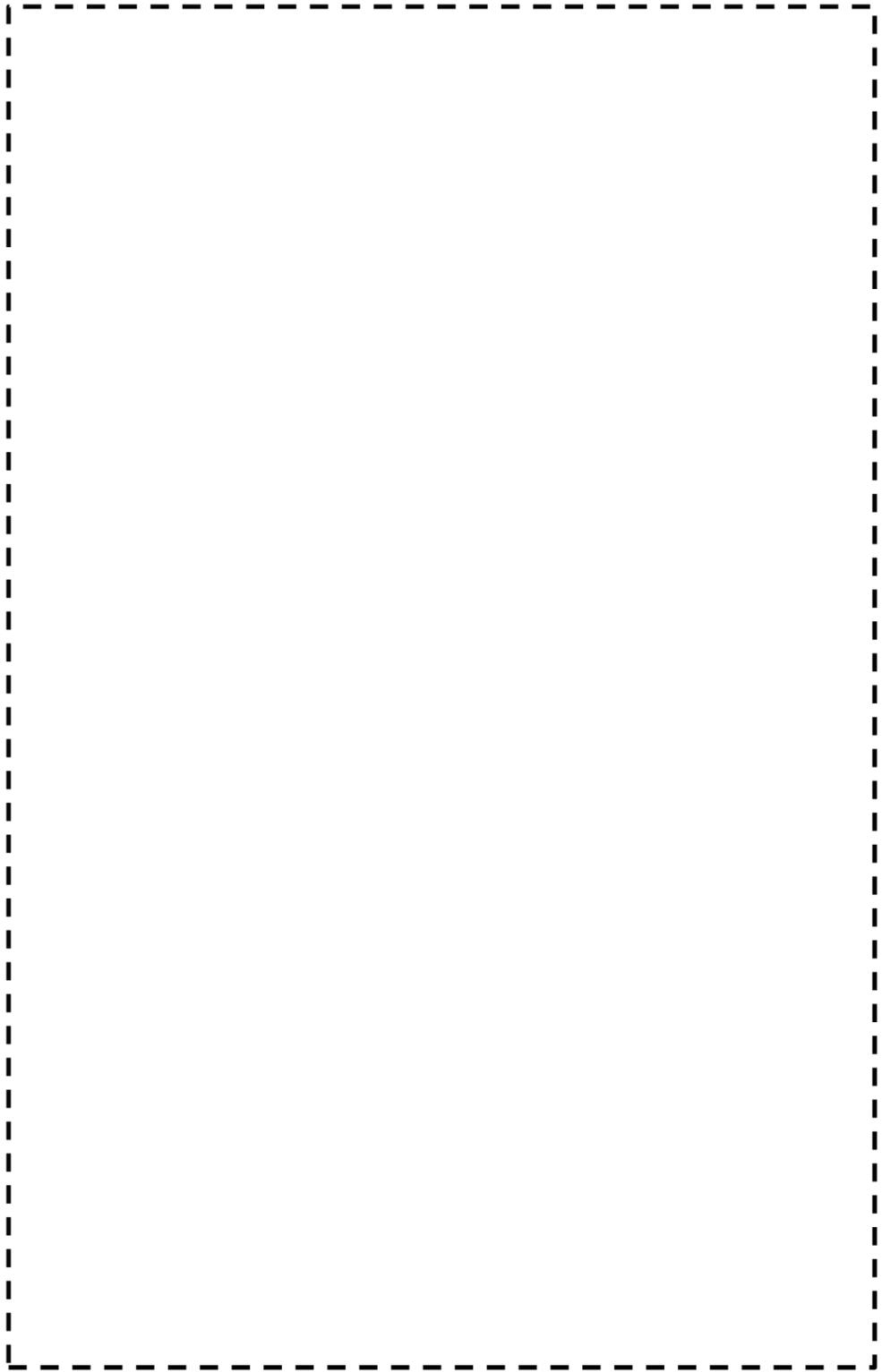
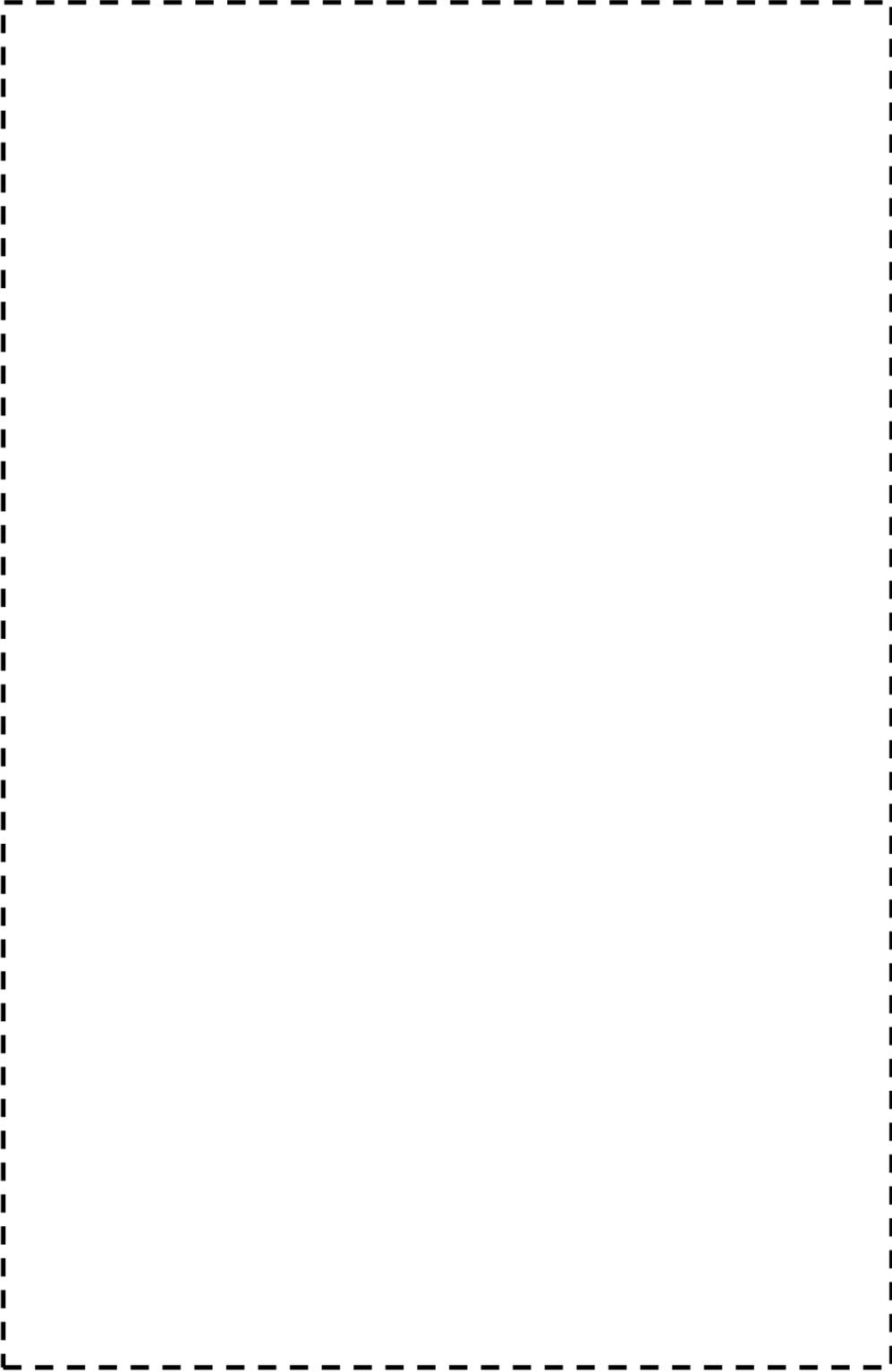
原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前						変更後						備考
警報事象の発生が無く、計測制御設備の故障のとき	スクラム接点有り		運転停止	短炉周期	=====							備考
	スクラム接点無し	代替監視等により保安管理が可能なる場合	運転継続	高炉心温度	ただし、他の測定系で炉心温度が監視できないときは運転停止。							
		代替監視が困難で保安管理に支障のある場合	運転停止	起動用チャンネル	=====							
				出力低下	=====							
			炉室αモニタ	=====								
			高レベル	=====								
別表第12 放射線測定機器及び測定箇所 (第42条関係)						別表第3 放射線測定機器及び測定箇所 (第29条関係)						備考
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用 方法	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用 方法	測定線種	
排気ダストモニタ	排気口	$0 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線	排気ダストモニタ	排気口	(削る)	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	(削る)	
		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$			ベータ線			ベータ線	
室内ダストモニタ	施設内	$1 \sim 10^4 \text{ min}^{-1}$	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線	室内ダストモニタ	施設内	(削る)	1	管理区域内空気中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	(削る)	
		$10^{-1} \sim 10^3 \text{ s}^{-1}$	1		$10^{-1} \sim 10^3 \text{ s}^{-1}$			ベータ線			ベータ線	
ガンマ線エリアモニタ	施設内	$10^1 \sim 10^7 \text{ } \mu\text{Sv/h}$	1	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ	施設内	(削る)	2	管理区域内の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	
		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \mu\text{Sv/h}$	2					$10^{-1} \sim 10^5 \text{ } \mu\text{Sv/h}$				
中性子線エリアモニタ	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2	核燃料物質の臨界の監視に用いる。	中性子線			(削る)				
臨界警報装置	施設内	$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	2	核燃料物質の臨界の監視に用いる。	中性子線			(削る)				

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前					変更後					備考
別表第13 放射線測定機器及び設置箇所 (第42条関係)					別表第4 放射線測定機器及び設置箇所 (第29条関係)					表番号及び条番号の繰上げ
機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種	機器種別	設置箇所	数量	使用方法	測定線種	
ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域 出入口	1	手、足、衣服等の表面密度の測定に用いる。	ベータ線	
表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施設内	各2	床及び機器等の表面密度の測定に用いる。	アルファ線 ベータ線	
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定に用いる。	ガンマ線	
中性子線サーベイメータ		1		中性子線	中性子線サーベイメータ		1		中性子線	
別表第14 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第43条関係)					別表第5 放射線測定機器の警報装置の作動条件 (第30条関係)					表番号及び条番号の繰上げ
測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 ^{注)}		測定機器	測定対象	測定線種	警報装置の作動条件 ^{注)}		FCA廃止措置に伴う放射線測定機器の見直し
排気ダストモニタ	排気口の放射性塵埃の濃度	アルファ線	1日平均して $7 \times 10^{-8} \text{Bq/cm}^3$ 以上		排気ダストモニタ	排気口の放射性塵埃の濃度		(削る)		
		ベータ線	1日平均して $3 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ 以上				ベータ線	1日平均して $3 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ 以上		
注) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。					注) 警報装置の作動条件の値は、バックグラウンドを除く値とする。なお、この値より低い値で作動させることができるものとする。					廃止措置に伴う追加
別表第6 保安教育の教育内容 (第31条関係)					別表第6 保安教育の教育内容 (第31条関係)					
保安教育項目		教育内容			保安教育項目		教育内容			
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること		廃止措置計画に関すること。			原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること		廃止措置計画に関すること。			
		主要な設備の構造、機能及び性能に関すること。					主要な設備の構造、機能及び性能に関すること。			
		主要な設備の運転管理及び保守管理 (機能停止措置及び工事計画を含む。) に関すること。					主要な設備の運転管理及び保守管理 (機能停止措置及び工事計画を含む。) に関すること。			
		異常時の措置に関すること。					異常時の措置に関すること。			

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 保全区域</p> 	<p>別図第1 保全区域</p> 	<p>記載の適正化 (廃止措置計画書からの転記)</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第9編 FCAの管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 (その2) FCA 2階平面図</p>	<p>別図第2 (その2) FCA 2階平面図</p>	<p>備考</p> <p>記載の適正化 (廃止措置計画書からの転記)</p> <p>注) 雲線枠は、変更箇所を示すものであり、変更内容に含まない。</p>